

○光市省エネ生活普及促進事業補助金交付要綱

平成24年4月1日

告示第85号

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭における自然エネルギーの利用促進及び省エネルギー化を図ることで地球環境への負荷を低減し、併せて地域経済への波及効果を促すため、市内において省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）を設置しようとする者に対し、光市省エネ生活普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる省エネ設備（以下「対象設備」という。）は、別表に掲げるものであり、かつ、いずれも未使用のものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号の区分に応じた要件を全て満たす個人とする。

(1) 対象設備（LED照明設備を除く。）の設置

ア 自らが居住する市内の既存住宅に対象設備（LED照明設備を除く。）を設置する者

イ 市内業者（本市に所在地を置く本店、支店、営業所等の名義で見積書及び領収書を発行することができるものをいう。以下同じ。）に設置（設備を市内業者から購入し、購入者において取り付けの場合を含む。以下同じ。）させる者

ウ 市税を完納している者

(2) LED照明設備の設置

ア 自らが居住する市内の既存住宅に設置された既存の照明設備（LED照明設備を除く。）をLED照明設備に交換する者

イ 同号アを実施する者であって、当該住宅に付随する施設や空間に設置

された既存の照明設備（LED照明設備を除く。）をLED照明設備に交換する者

ウ 市内業者に設置（設備を市内業者から購入し、購入者において取り付ける場合を含む。）させる者

エ 市税を完納している者

（補助金の額）

第4条 市長は、対象設備を設置しようとする者に対し、別表に掲げる対象設備ごとに算出した額を合算して得た額に応じた補助金を予算の範囲内において交付する。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、1住宅につき対象設備ごとに1回限りとする。ただし、この告示の施行日前に対象設備の設置に対し、本市から補助金を受けた対象設備は申請を行うことができない。

（補助金の申請及び決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）の着手前に、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付申請書の提出があった場合において、速やかにその内容を審査し、補助することを決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助しないことを決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（着手及び完了）

第6条 設置工事は、補助金の交付決定日以降に着手しなければならない。

2 設置工事は、補助金の交付決定日の属する年度の3月10日までに完了しなければならない。

（変更承認申請及び承認）

第7条 第5条第2項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)が補助金の申請内容を変更しようとするとき、又は設置工事を中止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、第5条第1項の規定により申請した対象設備の内容に係る変更とし、申請を行っていない対象設備の種別を追加することはできないものとする。

2 市長は、前項の申請があったときには、その内容を審査し、補助金交付決定変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金交付決定者は、対象設備の設置完了日から起算して30日を経過する日又は交付決定日の属する年度の3月20日(その日が光市の休日に関する条例(平成16年光市条例第2号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合において、速やかにその内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第8号)による補助金交付決定者の請求に基づき、補助金を交付する。

2 補助金の交付は、補助金交付決定者本人名義の金融機関口座への振込の方法により行うものとする。

(対象設備の管理及び処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けて対象設備を設置した者（以下「設置者」という。）は、対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の趣旨を踏まえ、その適正な運用を図らなければならない。

2 設置者は、天災地変その他当該設置者の責に帰することのできない理由により対象設備が毀損し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、財産処分届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第13条 市長は、設置者に対し、アンケートその他の協力を求めることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第22号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第62号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第45号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第24号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第18号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第47号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第31号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第57号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

対象設備及び要件	補助金の額												
<p>太陽熱利用システム</p> <p>(1) 太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器又はソーラーシステムであること。</p> <p>(2) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた製品であること。</p>	<p>対象設備の購入・設置に要する経費の1/2</p> <p>上限30,000円</p>												
<p>複層ガラス・二重サッシ</p> <p>対象設備の購入・設置に要する経費が100,000円以上のもの</p>	<p>50,000円</p>												
<p>LED照明設備</p> <p>(1) 既存の照明設備（LED照明設備を除く。）と交換すること。</p> <p>(2) 1基は居室に設置すること。</p> <p>※ 居室とは、居間、食事室、台所、子ども室、寝室、和室など継続的に使用する室をいう。</p>	<p>対象設備の購入・設置に要する経費の2/3</p> <p>【設置基数ごとの上限金額】</p> <table border="1" data-bbox="991 920 1353 1205"> <thead> <tr> <th>設置基数</th> <th>上限金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1基</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>2基</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>3基</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>4基</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>5基以上</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	設置基数	上限金額	1基	10,000円	2基	20,000円	3基	30,000円	4基	40,000円	5基以上	50,000円
設置基数	上限金額												
1基	10,000円												
2基	20,000円												
3基	30,000円												
4基	40,000円												
5基以上	50,000円												

備考：対象設備の購入・設置に要する経費には、既存設備の撤去処分費、対象設備の運搬費及び消費税等相当額を含まない。